

資料3「第2次広島市消費生活基本計画（案）」の訂正について

	訂正箇所		訂正後	訂正前
1	p 39	4行目	広島市では、まず、不当な取引行為が懸念されるような相談が複数あった場合には、事業者に <u>状況聴取や改善要求を行ったり、</u>	広島市では、まず、不当な取引行為が懸念されるような相談が複数あった場合には、事業者に <u>来所させ状況を聴いたり、</u>
2	p 39	表「事業者からの事情聴取、三者面談の実績件数」の事情聴取	平成26年度 <u>63</u>	<u>64</u>
			平成27年度 <u>18</u>	<u>19</u>
3	p 49	2行目及び3行目	●相談員のあっせんによる契約トラブル等の解決（<u>市民局消費生活センター</u>） ●相談員の交渉力向上のための研修の実施（<u>市民局消費生活センター</u>）	●相談員のあっせんによる契約トラブル等の解決 ●相談員の交渉力向上のための研修の実施